

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【公開番号】特開2001-215492(P2001-215492A)

【公開日】平成13年8月10日(2001.8.10)

【出願番号】特願2000-25717(P2000-25717)

【国際特許分類第7版】

G 02 F 1/1335

【F I】

G 02 F 1/1335 520

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月30日(2004.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一対の基板間に液晶を挟持し、各基板の対向面にはそれぞれ電極が形成され、そのうち一方の前記基板の前記対向面には、前記電極とは別の層からなり、かつ、金属膜から成る反射層が配設されている半透過反射型の液晶装置であって、

前記反射層は、前記一方の基板の前記対向面とは反対側の面から他方の基板に向かって光を透過させるための窓を有し、

半透過表示の時には前記反射層が遮光の機能を有すること、を特徴とする液晶装置。

【請求項2】

前記電極同士が対向してなる複数の画素を有し、前記反射層は、前記画素内及び前記画素間に設けられてなること、を特徴とする請求項1記載の液晶装置。

【請求項3】

前記一方の前記基板の前記反対側には光源が配設されていることを特徴とする請求項1または2に記載の液晶装置。

【請求項4】

前記電極の一方はマトリクス状に配設された複数の画素電極から成り、かつ、前記窓の周縁部は各画素電極の周縁部より内側に位置していることを特徴とする請求項1ないし3のいずれかに記載の液晶装置。

【請求項5】

前記窓は、前記各画素電極に対してそれぞれ1つ以上設けられていることを特徴とする請求項4に記載の液晶装置。

【請求項6】

前記窓の総面積は全画素面積に対して10~60%の割合になっていることを特徴とする請求項1ないし5のいずれかに記載の液晶装置。

【請求項7】

前記反射層の反射率は85%以上であることを特徴とする請求項1ないし6のいずれかに記載の液晶装置。

【請求項8】

前記反射層はアルミニウム、銀又はこれらの合金から成ることを特徴とする請求項1ないし7のいずれかに記載の液晶装置。

【請求項9】

前記一方の基板における電極と反射層の間には、カラーフィルタ層が形成されていることを特徴とする請求項1ないし8のいずれかに記載の液晶装置。

【請求項10】

前記カラーフィルタ層は、各画素に対応して配設された着色層と、各画素間に配設された遮光層と、からなることを特徴とする請求項9記載の液晶装置。

【請求項11】

前記カラーフィルタ層の前記着色層の各々が、前記画素間で重なり部分を有し、前記重なり部分が前記遮光層となることを特徴とする請求項10記載の液晶装置。

【請求項12】

請求項1ないし11のいずれかに記載の液晶装置を備えたことを特徴とする電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

更に本発明では、前記電極同士が対向してなる複数の画素を有し、前記反射層は、前記画素内及び前記画素間に設けられてなること、を特徴とする。

また、本発明においては、前記一方の基板の外側に光源が配設されていることが好ましい。